20210331_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その18：コミュニティ隔離措置の変更）

【ポイント】
●3月29日、フィリピン政府は、4月1日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。

【本文】
１　3月29日、フィリピン政府は、4月1日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を次のとおりとすることを発表しました。

（１）4月1日から4月30日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」を課す地域

●ルソン地方

・地域1（イロコス地域）：北イロコス州(*)、南イロコス州、ラ・ウニョン州、パンガシナン州、ダグパン市(*)

・地域2（カガヤンバレー地域）：バタネス州

・地域3（中部ルソン地域）：アウロラ州(*)、バターン州(*)、ヌエバ・エジハ州(*)、パンパンガ州(*)、タルラック州(*)、サンバレス州(*)、アンヘレス市(*)、オロンガポ市(*)

・地域4A（カラバルソン地域）：ケソン州(*)、ルセナ市(*)

・地域4B（ミマロパ地域）：マリンドゥク州、オクシデンタル・ミンドロ州(*)、オリエンタル・ミンドロ州(*)、ロンブロン州、パラワン州、プエルトプリンセサ市(*)

・地域5（ビコール地域）：アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、カタンドゥアネス州、マスバテ州、ソルソゴン州、ナガ市

●ビサヤ地方

・地域6（西ビサヤ地域）：アクラン州、アンティーケ州、カピズ州、ギマラス州(*)、イロイロ州(*)、西ネグロス州、イロイロ市(*)、バコロド市(*)

・地域7（中部ビサヤ地域）：ボホール州(*)、セブ州(*)、東ネグロス州、シキホール州、セブ市(*)、ラプラプ市(*)、マンダウエ市(*)

・地域8（東ビサヤ地域）：ビリラン州、レイテ州、東サマール州、北サマール州、西サマール州、オルモック市(*)

●ミンダナオ地方

・地域9（サンボアンガ半島地域）：北サンボアンガ州，南サンボアンガ州，サンボアンガ・シブガイ州、サンボアンガ市

・地域 10（北ミンダナオ地域）: ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州(*)、東ミサミス州、カガヤン・デ・オロ市(*)

・地域 11（ダバオ地方）: ダバオ・デ・オロ州(*)、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、北ダバオ(*)

・地域 12（ソクサージェン地域）: コタバト州、南コタバト州、サランガニ州、スルタン・クダラット州、ジェネラルサントス市

・地域 13 カラガ地方:北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州, 南スリガオ州、ブトゥアン市(*)

・バンサモロ自治地域（BARMM）: バシラン州、マギンダナオ州、スールー州、タウィタウィ州、コタバト市

(*) 地方自治体および地域 IATF および国家タスクフォースによる特別な注意が必要な地域

（２）4 月 1 日から 4 月 30 日まで「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

●ルソン地方

・コルディィリエラ行政区域（CAR）: アブラ州、アバヤオ州、ベンゲット州、イフガオ州、カリンガ州、マウンテン州、バギオ市

・地域 2 : ヌエバ・ビィスカヤ州、イサベラ州、カガヤン州

・バタンガス州

●ビサヤ地方

・地域 8（東ビサヤ地域）のタクロバン市

●ミンダナオ地方

・地域 10（北ミンダナオ地域）のイリガン市（北ラナオ州）

・バンサモロ自治地域（BARMM）の南ラナオ州

・地域 11（ダバオ地域）のダバオ市

（３）4 月 1 日から 4 月 30 日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ)」を課す地域

・カガヤンバレー地域（地域 2）のサンティアゴ市（イサベラ州）

（４）4 月 1 日から 4 月 15 日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ)」を課す地域

・カガヤンバレー地域（地域 2）のキリノ州

（５）４月４日まで「強化されたコミュニティ隔離措置（ECQ）」を課す地域
・首都圏の高都市化都市（HUC）、ブラカン州、カビテ州、ラグナ州、リサール州を含むパテロス自治体

２　コミュニティ隔離措置のレベルに応じた具体的措置内容については、下記リンク先の「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」や分野別のガイドライン，その他今後の発表等を参照してください。

３　特定のコミュニティ隔離措置のレベルに指定された地域であっても，市やバランガイの単位でより厳しい隔離措置が課される場合もあります。滞在されている地域の地方行政機関の発表にも十分に注意し，それぞれの地域の条例，指示等に従って，トラブルを避けるように努めてください。

４　在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては，感染予防に万全を期すとともに，コミュニティ隔離措置，感染状況，医療事情，航空便，入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

●IATF 決議第 107-A 号（コミュニティ隔離措置の変更等）
https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/03mar/20210329-IATF-107-A-RRD.pdf

●2021 年 3 月 28 日改訂「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」
https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/03mar/20210328-OMNIBUS-Guidelines-RRD.pdf

＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋
【以下、新型コロナウイルス関連情報】
●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0
※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル３：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

・・・・・・・・・・・・・・・・

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館（旧・在セブ領事事務所を含む）等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html

（問い合わせ窓口）

〇在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ： https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

〇在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ： http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html